

みなとみた

2014 9
No.105

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～9

「第 65 回(平成 26 年度)全国労働衛生週間」のお知らせ

第 185、第 186 国会における労働関係法令の審議状況と改正概要等／労働安全衛生法が改正されます／ストレスチェック制度の創設／平成 25 年三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2014」の開催について／東京都最低賃金 19 円引上げを答申／過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対する監督指導結果について

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10

最近の雇用失業情勢／高等学校等新規卒業者の採用選考について

コラム ● 11

いのち・シリーズ⑥ 小川洋子『海』

協会だより ● 12～16

「第 11 回東京産業安全衛生大会及び安全衛生表彰」のご報告／「平成 26 年度全国安全週間説明会」開催される！／「平成 26 年度全国労働衛生週間説明会」のご報告／講習会のご報告／講習会のご案内／新入会員のご紹介／「港地区健康と安全推進大会」のお知らせ／「産業保健フォーラム IN TOKYO 2014」のお知らせ／メンタルヘルス対策に役立つ市民講座開催のお知らせ

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



第65回全国労働衛生週間 10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

スローガン 「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」

平成26年度全国労働衛生週間実施要綱

趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第65回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきていますが、近年は横ばいとなっており、昨年は7,310人と前年から約6%減少しました。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が平成25年は53.0%と職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっています。

我が国の自殺者は平成25年は前年から減少して引き続き3万人を下回りましたが、約2,300人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が平成25年も前年に引き続き400人を超えていること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みは依然として重要な課題となっています。

さらに一昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明しました。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート（SDS）等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布されました。その主な内容は、①事業者は、一定の危険性・有害性を有する化学物質のリスクアセスメントを実施すること（平成28年6月までに施行予定）、②事業者は、労働者に対しストレスチェックを実施すること（労働者数50人以上の事業場は義務、50人未満は努力義務）、また、その結果、一定の要件に該当する労働者の申出に応じて医師による面接指導を実施すること（平成27年12月までに施行予定）、③事業者は、事業者及び事業場の実情に応じ適切な受動喫煙防止措置を講じよう努めること（平成27年6月までに施行予定）等となっています。

また、平成25年度から、平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画が実施されており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。

このような観点から、今年度は、**「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」**をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

事業場の実施事項

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

ア	事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
イ	労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
ウ	労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ	有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ	労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

ア	労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進	ス	騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
イ	過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進	セ	振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ウ	労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化	ソ	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
エ	作業環境管理の推進	タ	化学物質の管理の推進
オ	作業管理の推進	チ	石綿障害予防対策の徹底
カ	健康管理の推進	ツ	酸素欠乏症等の防止対策の推進
キ	労働衛生教育の推進	テ	心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
ク	職場における受動喫煙防止対策の推進	ト	快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ケ	粉じん障害防止対策の徹底	ナ	職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
コ	職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進	ニ	職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
サ	熱中症予防対策の徹底	ヌ	職場における風しん対策ガイドラインに基づく取組みの促進
シ	電離放射線障害防止対策の徹底	ネ	東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

第185、186国会における労働関係法令の審議状況と改正概要等

労働関係法令	審議の経過	法案・改正の概要	施行 (含む予定)
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律	25.11.27 国会提出 (議員立法) 25.12.13 公布	次の者に「有期5年で無期転換」を「有期10年」に延長する特例を設ける。 (1)科学技術（人文科学を含む）・共同開発研究等に関する研究者・技術者等で、研究開発法人・大学等と有期雇用契約を結んでいる者 (2)大学の教員等で有期雇用契約を大学と結んでいる者	26.04.01
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律	26.02.14 国会提出 26.04.23 公布	(1)法律の有効期限を37.03.31まで延長 (2)次世代育成支援対策の実施状況が優良なものを大臣が認定（特例認定）する制度を創設（特例認定事業主であることを広告に表示できる等）	27.04.01
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律	26.02.14 国会提出 26.04.23 公布	(1)パートの均等・均衡待遇の確保 ①職務の内容等が同一であれば、有期無期契約を問わず差別的な取扱いを禁止 ②通常の労働者の待遇との相違は、職務の内容等を考慮して不合理なものであってはならない。 (2)納得性を高めるための措置 雇入れ時に、賃金制度・教育訓練などについての説明義務 (3)相談体制の整備・虚偽報告への過料・勧告不服従の場合の企業名公表など。	27.4までの政令で定める日
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法	26.03.07 国会提出 26.06.20 参院 継続審査	(1)「5年を超える期間が予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者→「5年」を「当該業務に就く期間。ただし上限を10年」とする。 (2)定年後有期契約で継続雇用される高齢者→「5年」を「定年後引き続き雇用されている期間」とする。 (3)(1)に能力を維持・向上する機会の付与、(2)に配置・職務・職場環境などの配慮など適切に雇用管理を行うこと。	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律	26.03.11 国会提出 審議未了 廃案	(1)特定派遣事業（届出制）と一般派遣事業（許可制）を廃止し、全て許可制とする。 (2)専門26業務を廃止し、全ての業務に個人単位の期間制限（3年）と派遣先事業所単位の期間制限（3年、一定の場合に延長可）を設ける。 (3)期間制限の上限に達した派遣労働者に新たな派遣先の提供等を派遣元に義務付ける。 (4)派遣元・派遣先事業主は均衡待遇確保の取組を強化する。 (5)派遣元は計画的な教育訓練等を実施する。	—
労働安全衛生法の一部を改正する法律	26.03.13 国会提出 26.06.25 公布	(1)一定の化学物質について、リスクアセスメントを義務付ける。 (2)医師、保健師等による57項目のストレスチェックを義務付ける（50人未満の事業場は当分の間努力義務）。 (3)受動喫煙防止のための適切な措置を努力義務とする。 (4)重大災害を繰り返す企業に、大臣が指示、勧告、公表を行う。 (5)外国検査機関も国内で登録できる。 (6)建設物・機械等の計画届（法88①）を廃止。 (7)電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。	(1)は28.06まで、 (2)は27.12まで、 (3)(4)、(7)は27.6まで、 (5)、(6)は26.12までの政令で定める日
過労死等防止対策推進法	26.05.23 国会提出 (議員立法) 26.06.27 公布	(1)過労死等の防止対策の推進を「国の責務」（地方公共団体は国と協力する努力義務、事業主は対策努力の努力義務、国民は過労死等を防止する重要性を自覚し関心と理解を深める努力義務）とする。 (2)過労死等防止対策大綱の策定義務 (3)過労死等の状況・講じた施策に関する報告書の国会提出義務 (4)過労死等防止対策推進協議会の厚労省内への設置 (5)過労死等防止啓発月間（11月）の設定 (6)過労死等に関する調査研究等の実施 (7)過労死等の防止の重要性に係る啓発 (8)過労死等に関する相談体制の整備等 (9)民間団体の活動に対する支援	26.12までの政令で定める日

「(公社)全基連メールマガジン (No.206)」に加筆して作成したものです。

労働安全衛生法が改正されます

～平成26年中から平成28年6月までの間に順次施行～

改正項目は7項目あり、項目ごとに施行時期が異なりますので、ご留意下さい。

1 化学物質についてリスクアセスメントの実施が義務となります

■施行日 平成28年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

2 ストレスチェックの実施等が義務となります

■施行日 平成27年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

○常時使用する労働者に対して、医師、保健師等^{※1}による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）^{※2}を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）

※1 ストレスチェックの実施者は、今後省令で定める予定で、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士を含める予定。

※2 検査項目は、「職業性ストレス簡易調査票」（57項目による検査）を参考とし、今後標準的な項目を示す予定。検査の頻度は、今後省令で定める予定で、1年ごとに1回とすることを想定。

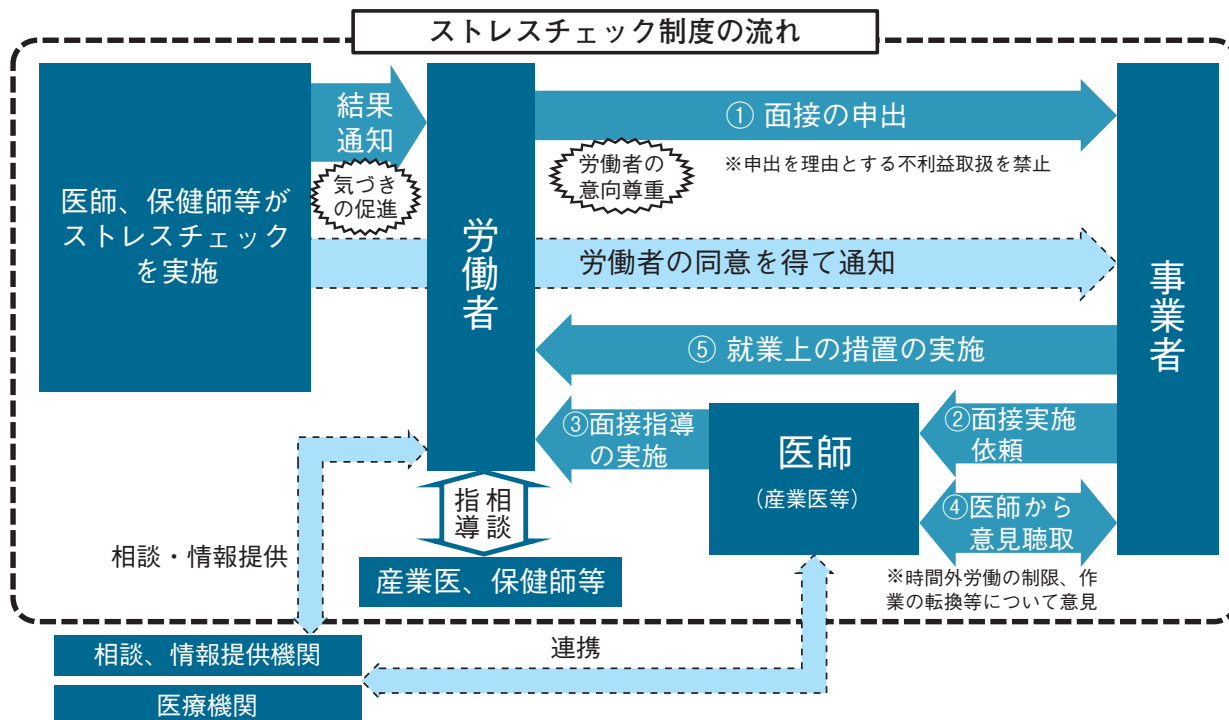
○検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者には提供することは禁止されます。

○検査の結果、一定の要件^{※3}に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

※3 要件は、今後省令で定める予定で、高ストレスと判定された者などを含める予定。

○面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置^{※4}を講じることが事業者の義務となります。

※4 就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。



産業保健総合支援センター（全国47か所）をご活用ください！

○事業者、産業保健スタッフ等のみなさんからの相談対応や研修、50人未満の事業場の労働者の方からのメンタルヘルスを含む健康相談など、産業保健活動の支援を行っています。

<http://www.rofuku.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

3 受動喫煙防止措置が努力義務となります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

4 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度が導入されます

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

5 法第88条第1項の届出を廃止します

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

6 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象となります

■施行日 平成26年12月までに施行される予定（今後政令で規定）

7 外国に立地する機関も検査・検定機関として登録ができるようになります

■施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

ストレスチェック制度の創設 心理的な負担の程度を把握するための検査等 (改正労働安全衛生法が事業者に義務づけ！)

改正労働安全衛生法は平成26年6月19日に成立し6月25日に公布されています。改正点は7項目にわたりますが、その内容は本会報でご紹介しているとおりです。具体的な施行日は今後政令で定められます。

ところで、今回の改正で会員の皆様に直接配慮いただく必要があるのは、「ストレスチェック制度の創設」(労働安全衛生法第66条の10)です。平成22年に閣議決定された政府の新成長戦略の実行計画で2020年度までに「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を100%」にすると設定されました。平成24年度のメンタルヘルス取組事業場は約47%とされています。

ストレスチェック制度の概要は先述の図表のとおりで、

①事業者「心理的負担の程度を把握するための検査」の実施

②労働者の希望を受け、事業者が医師による面接指導の実施

③事業者は面接指導の結果を受け、講ずべき措置について医師の意見を聴取

④事業者は医師の意見を勘案し、就業場所変更、作業転換、労働時間短縮等を検討・実施

を義務づけています（強行規定）。具体的にストレスチェックを行うのは医師、保健師、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士が予定されています。

このストレスチェックは平成27年12月までに施行予定で、喫緊の課題ではありませんが、①ストレスチェックの内容（57項目とされています。）、②労働者が検査を拒否した場合の扱い、③医師等との意思疎通の図り方、④作業転換や時短の進め方など、施行前に体制を整えておく必要があります。

当協会では、今後の企業の対応等について、「労務管理講習」

改正労働安全衛生法 “まる分かり講座”（企業は今何をしなければならないか）

を、平成26年11月7日(金)、於：産業安全会館8階講堂で開催します。

申込み方法等は当協会HP <http://www.mita-roukikyo.or.jp/workshop/pdf/2014.11.7.pdf>をご覧ください。

平成25年 労働災害発生状況

1 三田労働基準監督署管内における労働災害の発生状況

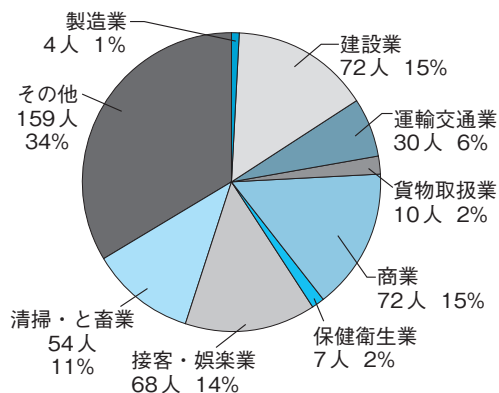
平成25年の三田労働基準監督署管内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、前年と比べて22人減少し476人となりました。

また、死亡者数は平成24年の6人から、3人に減少しました。

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全産業死傷者数	446	451	457	498	476
全産業死亡者数	5 (1)	10 (3)	3 (1)	6 (1)	3 (0)

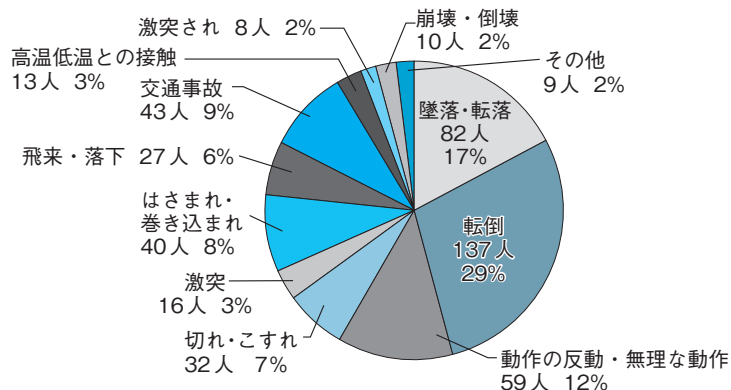
()内は脳疾患心疾患によるものの内数です。

2 業種別災害発生状況



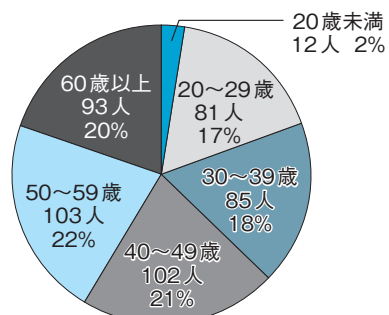
商業、接客娯楽業、清掃・と畜業等の三次産業の割合が高いほか、建設業は全業種の15%、運輸交通業は同6%を占めています。

3 事故の型別災害発生状況



「墜落・転落」と「転倒」災害で46%を占めています。平成25年についても平成24年と同様に「転倒」と「墜落・転落」が多く発生しています。

4 年齢別死傷災害発生状況



年齢別で見ると50歳代が103人と最も多く、40歳代が102人、60歳代の93人と続いています。
50歳代以上が全体の4割以上を占めています。

「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2014」の開催について

「私の安全宣言」を募集します！

～「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2014」～

募集期間：平成26年8月15日～10月15日

東京労働局では、「安全・安心な首都東京の実現」を図るべく、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに「官民一体」となった労働災害防止の取組を推進しております。

この取組の一環として、「安全宣言」を広く募集し、事業場労使の「一人ひとりの安全意識の高揚」を目的に、標記コンクールを開催しております。

詳しくは、三田労働基準協会のホームページの労働ニュース欄の「私の安全宣言募集 Safe Work TOKYO 2014」をご覧ください。

東京都最低賃金の19円引上げを答申

東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、東京都最低賃金を19円引上げて、現行の時間額869円から時間額888円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月2日、東京労働局長（西岸 正人）から東京地方最低賃金審議会（会長 笹島 芳雄）に対し諮問を行い、同審議会は審議の結果、8月5日、現行の最低賃金の時間額869円を19円引上げ（引上率2.19%）で、888円に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の東京都最低賃金の改正を決定する予定です。

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話03-5678-6488）を設けられていますのでご利用ください。

金 額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- （１）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- （２）臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- （３）１月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- （４）時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

過去10年間の改正状況

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
引上額	2円	4円	5円	20円	27円
時間額	710円	714円	719円	739円	766円
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
引上額	25円	30円	16円	13円	19円
時間額	791円	821円	837円	850円	869円

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を 発生させた事業場に対する監督指導結果について ～88%の事業場に法令違反を指摘～

東京労働局（局長 西岸 正人）は、管下18の労働基準監督署（支署）が平成25年度に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させたとして、労災申請が行われた事業場（以下「過労死等発生事業場」という。）に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

〈平成25年度 過労死等発生事業場 監督指導結果概要〉

1 監督指導実施事業場 107事業場

- 卸・小売業が最も多く23事業場、次いで製造業及びソフトウェア・情報処理業の13事業場、建設業の12事業場の順となっている。
- 「10～49人」及び「1,000人以上」が最も多く25事業場、次いで「100～299人」の20事業場、「300～999人」の17事業場の順となっている。
- 営業職及び事務職（管理部門等）が15人で最も多く、次いで販売員14人、システムエンジニア11人、自動車運転者9人、工事現場管理者7人、編集者5人の順となっている。

※実施事業場は、長時間労働等により脳・心臓疾患（脳出血、心筋梗塞等）や精神疾患（うつ病等）といった健康障害を発生させたとして、労働基準監督署長に対し、労災請求が行われた事業場

2 違反状況 94事業場(全体の88%)に何らかの法令違反

【表1】 法違反の状況（労働基準法関係）

労働基準法違反	違反事業場数	違反率（%）
労働時間（法32条1項2項）	79	74
割増賃金（法37条）	49	46
賃金台帳（法108条）	21	20
就業規則（法89条1項 ■）	■ 19	■ 19
労働条件明示（法15条1項）	17	16
法令等の周知（法106条1項）	11	10
休日（法35条1項）	7	7

■印は事業場規模10人以上に適用（101対象事業場）

【表2】 法違反の状況（労働安全衛生法関係）

労働安全衛生法違反	違反事業場数	違反率（%）
衛生管理者又は衛生推進者の選任	衛生管理者 ◆ 4	◆ 5
（法12条 ◆ 又は法12条の2 ●）	衛生推進者 ● 11	● 44
衛生委員会の設置（法18条1項 ◆）	◆ 13	◆ 17
定期健康診断（安衛則44条1項）	5	5
深夜業務従事者の健診（安衛則45条）	4	4
健康診断個人票の作成（安衛則51条）	3	3
産業医（法13）	2	2

●印は事業場規模10～49人に適用（25対象事業場）

◆印は事業場規模50人以上に適用（76対象事業場）

3 過重労働の状況 58事業場で過重労働の実態あり

【表3】 過重労働の実態があった状況（業種別）

業 種	過重労働の実態のあった事業場(A)	監督実施事業場数(B)	監督実施数に占める割合(A÷B)	全業種に対する比率(対58)
製 造 業	6	13	46%	10%
建 設 業	5	12	42%	9%
運輸交通業	8	9	89%	14%
卸・小売業	14	23	61%	24%
ソフトウェア・情報処理業	10	13	77%	17%
教育・研究業	1	2	50%	2%
病院・介護施設	2	5	40%	3%
飲 食 店	3	6	50%	5%
ビルメンテナンス・清掃業	2	2	100%	3%
労働者派遣業	1	2	50%	2%
警 備 業	1	2	50%	2%
そ の 他	5	7	71%	9%
合 計	58	107	54%	100%

○卸・小売業が最も多く14事業場、次いでソフトウェア・情報処理業の10事業場であった。

○監督実施数に占める割合として高かったのは、運輸交通業89%、ソフトウェア・情報処理業77%、卸・小売業の61%の順であった。（5事業場以上監督を実施した業種に限る）

※1ヶ月の時間外労働が100時間を超えるか、2ヶ月乃至6ヶ月の時間外労働が平均して月80時間を超える労働

上記のとおり、本件監督指導事業場においては、労働関係法令違反の割合が88%と高く（※）、不適切な労働時間管理や被災労働者に係る健康管理体制の不備が少なからず認められました。また、監督実施の半数以上の58事業場において、過重労働の実態が認められました。

※参考：平成25年の定期監督等における違反率 約71%

【今後の対応】

東京労働局においては、今回の結果を踏まえ、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、今後一層積極的に監督指導等を行います。

また、東京労働局では、平成26年度においても「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、平成23年2月16日基発第0216第3号で一部改正）等に基づき、

- ①労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年告示）の遵守
 - ②長時間労働者に対する医師による面接指導実施の徹底
 - ③衛生管理体制の整備等の徹底
 - ④労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導
- などを重点に対策を推進中です。

なお、監督指導時は〈表2〉に掲げた違反のほかに、衛生委員会等における過重労働健康障害防止対策の樹立に関する調査審議の実施や1月あたりの時間外・休日労働の100時間超え又は2～6月平均80時間超えの労働者等、健康への配慮が必要な者に対する医師による面接指導等について、事業場に対して指導を行っています。

さらに、10月29日：「第19回 産業保健フォーラム Safe Work TOKYO 2014」(仮)（ティアラこうとう）を開催し、メンタルヘルス対策の講演等を実施する予定です。また、全国労働衛生週間（10月1日～7日）等あらゆる機会をとらえ、過重労働による健康障害防止に係る周知啓発を行うこととしています。

最近の雇用失業情勢

○平成26年7月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）3.8%と、前月より0.1ポイント悪化。

※3.8%は平成25年11月の3.9%以来、8ヶ月ぶりの水準。

☆完全失業者数（原数値）は248万人と、前年同月差7万人減少。（季節調整値は248万人と前月より4万人増加）

☆前月と比べ就業者は6,353万人と6万人減少、雇用者は5,613万人と18万人の増加。（いずれも季節調整値）

雇用者数を主要産業別にみると、「医療・福祉」では前年同月比で76ヶ月連続での増加傾向を維持している。「卸売業、小売業」「生活関連サービス業、娯楽業」等では減少している。

☆平成26年7月の新規求人倍率（季節調整値）は1.66倍と前月と0.01ポイント悪化。

☆平成26年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.10倍と前月と同水準。

内閣府の月例経済報告（平成26年8月）によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。先行きについては、当面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」となっている。（※景気判断は維持）「雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」としている。（※雇用情勢判断は維持）

項 目	新規求人倍率(季節調整値)			有効求人倍率(季節調整値)			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年度	1.53	2.32	9.80	0.97	1.40	5.38	150,132	200,675
26年7月	1.66	2.76	13.04	1.10	1.62	6.45	52,187	70,378

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《平成26年4月～平成26年7月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は123,769人で前年同月比13.2%増と53ヶ月連続で前年同月比を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は322,452人で前年同月比11.2%増と、51ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は45,480人で前年同月比8.8%減と35ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は211,779人で前年同月比6.5%減と、47ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,830件で前年同月比0.3%増となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,718件で前年同月比1.5%増、パートは5,112件で前年同月比1.6%減となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、177件（前年同月比22.4%減）。業種別件数では、サービス業（33件）、建設業（30件）、製造業（29件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

高等学校等新規卒業者の採用選考について

「東京都高等学校就職問題検討会議」の申し合わせ

平成26年度については

●推薦開始日：9/5～9月末までは、1人1社とするが

●10/1以降は、1人2社までの応募推薦を認める

となっておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

※応募できる会社数が限られてしまうため、それぞれの選考（1次選考・2次選考など）の結果は長くても7日以内（出来るだけ3～4日以内）に通知するようにあわせてご協力をお願いいたします。

ハローワーク品川 事業所第三部門 学卒コーナー 03-3433-8609(35#)

コラム

小川洋子 著

『海』

(’06 新潮社)



いのち・シリーズ 69

本書は、全7編からなる短編小説集である。そのうち今号で紹介するのは、『風薫るウィーンの旅六日間』である。

§

家庭教師のアルバイト代を少しずつ貯めて、私が20歳になった記念に選んだのが、『風薫るウィーンの旅六日間・フリープラン』と名づけられた今回の旅行である。同行者は十四名、単身の参加者は私と、六十代半ばの未亡人の琴子さんであり、そのためホテルでは同室することになっていた。

§

次の日の朝、琴子さんはベッドで正座して、鞆から取り出した地図を眺めていたのだが、私に片方の掌を広げてさしだしながら、「あのう……、ホテルの名前を、ここに書いていただくわけにはいきませんか。アルファベットの難しくて、よく分かりません」と頼んできた。そこから、すべての間違いは始まったのである。

§

『琴子さんがウィーンにまでやって来た理由はただ一つ、養老院の付属病院で死の床についている昔の恋人に、会うことだった。』

『アルファベットの読めない未亡人に同情して、半日ばかり付き合っただけなのに、(略)置き去りにして気まずい思いをするよりは、親切にした方がいいに決まっている』と考えた。

§

道すがら琴子さんから聞いた『昔の恋人にまつわる事情は、(略)四十五年前、十九歳の琴子さんは食品会社のハム製造工場に勤めていた。その工場に、技術指導のためウィーンからやって来たのが三十四歳のヨハンさんで、ほどなく二人は恋仲になった、というわけである。(略)十カ月の指導期間が終わり帰国する時、ヨハンさんは必ず君を迎えに来るから、と約束した。』とどのつまり、迎えに来ることはなかった。

§

『奥さんに死なれて、長く養老院に入ってい

ただけど、もう長くはないらしいわ。養老院に入院する時、もしもの時に知らせたい人のリストを提出してあって、そこに私の名前とハム工場の住所が書いてあったの。(略)日本は遠いから、早めに知らせてくれたらしいわ。恨むどころか、リストに自分の名前が載っていたことが、誇らしいようだった。』

遠くて複雑な養老院までの道のりを、琴子さん一人で探しあて、到着することはできなかったであろう。

§

『かなり末期的な人々専用の病室だと、素人の私にもすぐわかった。』

『あっ』

琴子さんが先に見つけた。南側の列、入り口から数えて五つ目のベッドだった。」二、三度大声で呼びかけるが、ヨハンさんは深く眠ったままだ。私は琴子さんに思いきってキスを勧める。

ようやく決心して、ヨハンさんの頬に唇をつける。落ち窪んだ頬に口紅の跡が残った。

§

次の日も、その次の日も、琴子さんに付き添って養老院へ行く。

『美術史美術館を素通りし、シェーンブルン宮殿を見物もせず、プラター公園の観覧車^註にも乗らず、ただ養老院にだけ通った。』

そして、ウィーンを離れる前日、ヨハンさんは息をひきとる。最後を看取ったのも二人きりであった。彼は礼拝堂へ移される。

§

後始末のすべてが終わって、ベッドには手すりの名札が残るだけであった。私はふと手にとってみた。“Joshua” (ジョシュア)。

「琴子さん、この人はヨハンさんではありません。ジョシュアさんです」

「まあ、どうしましょう。キスまでしてしまって」隣のベッドを見た。名札は“Johan”。

ジョシュアさんを見分けはつかない。

『私たちは本当のヨハンさんと、空になったベッドを交互に見比べた。そして今ではもう遠くに行ってしまったジョシュアさんのために、両手を合わせ、祈りを捧げた。』

註：「プラター公園の観覧車」=映画「第三の男」(’49年イギリス)でのラストシーンとともに、公園の観覧車の効果的な使われ方が印象に残っている。日本の観光客のために日本語の解説が掲示されているという。
(藤枝)

藤枝 丞 (藤枝事務所主宰)

「第11回東京産業安全衛生大会及び安全衛生表彰」のご報告

第11回東京産業安全衛生大会Safe Work Tokyo 2014が7月3日、日本教育会館一ツ橋ホールで開催されました。東京労働局長等主催者挨拶、来賓挨拶、安全衛生表彰後、特別講演「ヒューマンエラーの人間工学的対策～現場で生かす産業保健人間工学の知恵と技～」や事例発表があり、大会宣言を採択して盛況のうちに閉会しました。

大会宣言(要旨)

東京都内における労働災害は長期的には大幅に減少してきた。しかしながら安全対策の欠如や労働者の不安全行動等を背景とする労働災害が発生し、経済活動の活性化やインフラ再構築、2020オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けた準備等による工事量の増加に伴い、熟練労働者や管理技術者の不足が深刻化し、労働災害が増加することが強く懸念される。また、過重労働による健康障害やメンタルヘルス原因とした自殺問題、化学物質による健康障害問題など、心身両面にわたる健康確保対策のより一層の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、今一度、経済成長と「表裏一体」の関係にある労働災害防止に「首都東京」が一丸となって取り組むことが必要である。

本年度の全国安全週間のスローガンは、「みんなでつなぎ、高まる意識 達成しようゼロ災害」である。また、昨年4月から第12次労働災害防止計画がスタートし、本年度は「セカンド ステージ」として、引き続き「Safe Work TOKYO」を「官民一体」となって推進している。

本大会を契機に、「安全・安心な首都東京の実現」に向けて全力で取り組むことをここに宣言する。

平成26年7月3日 第11回東京産業安全衛生大会
Safe Work TOKYO 2014 参加者一同



東京労働局長表彰優良賞を受賞

第11回東京産業安全衛生大会において、株式会社虎屋東京工場は、安全衛生活動が活発であり他の模範となるものであるとして、東京労働局長表彰優良賞を受賞されました。

なお、平成26年10月20日開催予定の「港地区健康と安全推進大会」において、株式会社虎屋東京工場管理課課長代理赤尾英信氏が事例発表を行われます。

「平成26年度全国安全週間説明会」開催される！

平成26年6月4日(水)労働安全会館大会議室において、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会共催により平成26年度労働安全週間説明会が開催されました。本説明会は7月1日から7日まで「みんなでつなぎ、高まる意識、達成しようゼロ災害」のスローガンのもと展開された全国安全週間に先立ち行われたものです。

三田労働基準監督署から、安全・安心な首都東京の実現に向けて、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに「官民一体」となった第12次労働災害防止計画の取組みを推進するとして、全国安全週間実施要綱、及び平成26年度行政運営方針の説明がありました。

引き続き松葉 斉氏(中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター所長)による特別講演「労働災害と事業主責任～ヒューマンエラー対策を中心に～」では、労働災害防止の取組みを具体的に示され、有意義な講話となりました。

「平成26年度全国労働衛生週間説明会」のご報告

平成26年9月3日(水)労働安全会館大会議室において、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会共催により平成26年度労働衛生週間説明会が開催されました。本説明会は10月1日から10月7日まで「みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理」のスローガンのもと展開される全国労働衛生週間に先立ち行われたものです。

三田労働基準監督署長からの挨拶ののち、安全衛生課長から全国労働衛生週間実施要綱第二方面主任監督官から過重労働防止対策等について説明がありました。

日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 山室栄三専務理事による「受動喫煙防止のために」の講話に引続き、港地域産業保健センターの武井ゆりなコーディネーターから地域産保センターの活動について説明が行われました。

休憩後、大正大学人間学部臨床心理学科の廣川進教授から、特別講演『安衛法改正で義務付けられた「ストレスチェック制度」とメンタルヘルス対策』があり、安衛法改正を機にストレスチェック制度を活用してケアの必要な人の早期発見や職場環境の現状把握と改善を具体的に話され、たいへん有意義な講話でした。

※両説明とも、満員のため参加をお断りいたしました皆様にお詫び申し上げます。

講習会のご報告

6・7・8月に実施した講習会からご紹介します。

1 「雇用均等・仕事と生活の調和関係講習会」

6月11日(水)産業安全会館8階会議室において、東京労働局雇用均等室及び労働時間課担当官を講師に迎え標記講習会が開催されました。

雇用均等室から、①平成26年7月1日から施行される「男女雇用機会均等法施行規則」の改正等の主な内容、間接差別となり得る措置の範囲の見直し、性別による差別事例の追加、セクシャルハラスメントの予防・事故対応の徹底等、コース等別雇用管理についての指針 ②次世代育成支援対策推進法の主な改正事項 ③パートタイム労働法の改正、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象拡大、短時間労働者の待遇の原則の新設、雇い入れ時の事業主による説明義務の新設、労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設④次世代育成支援対策推進法の主な改正事項、法律が平成37年3月31日まで延長、特例認定制度の説明がありました。

さらに労働時間課 働き方・休み方改善コンサルタントからワーク・ライフ・バランス導入好事例等の紹介がありました。

法律改正があり、多くの方々に参加いただきました。

2 連続講座「人事労務・安全・厚生担当者実務講習」

人事労務管理の実務について、労働基準、安全衛生、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、最近の改正法の内容などについて解説する標記講習会を、三田労働基準協会研修センターにおいて開催しました。

各講習会とも具体的な説明について好評が寄せられました。

3 労務管理セミナー

6月20日(金)産業安全会館8階大会議室において、労務管理セミナーが開催されました。

第1部、三田労働基準監督署岩出次長による講話「個別労働紛争の防止とその解決について」では、解雇・雇止め・退職勧奨・労働条件・不利益変更・いじめ嫌がらせ等の現状と企業の対応について説明がありました。

第2部、独立行政法人労働者健康福祉機構東京産業保健総合センターのメンタルヘルス対策促進員による講話「メンタルヘルス不調者にかかる労務管理上の問題点」では、メンタルヘルスと企業責任、職場復帰支援プログラム、職場復帰判定の留意点をテーマに話がありました。

本講習会は毎年受講希望者が多く、今年も満席のため多数の方々をお断りしましたことをお詫び申し上げます。

4 「企業の人事労務管理の実務的対応」—人事労務担当者のための講座—

7月9日(水)・7月16日(水)、三田NNビルB1ホールで、2回連続講座を開催しました。

労働関係の弁護士として第一人者である安西愈先生から、人事労務管理に関わる者が知っておかなければならない実務対応のポイント及び平成26年度労働関係法令に関する改正の動向について解説があり、100名を超える受講がありました。



人事労務担当者のための講座

5 資格講習

安全衛生推進者初任時教育（6月13日）

衛生管理者受験準備講習（7月1日～7月3日、8月19日～8月21日）

リスクアセスメント担当者研修（7月8日）

第2種衛生管理者能力向上教育（7月11日）

安全管理者選任時研修（7月23日～7月24日、8月6日～8月7日）

講習会のご案内

三田労働基準協会企画講習会からご紹介します。

◆「改正労働安全衛生法 まるわかり講座」(11月7日(金))

～企業は今なにをしなければならないか。ストレスチェック制度とメンタルヘルス対策について分かりやすく解説～

◆「業務上災害・通勤災害の保険給付手続き A to Z」(11月20日(木))

～災害発生から給付まで、人事・厚生・労務管理担当者の疑問に答えます～

*今後の講習会予定については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

〈新入会員のご紹介〉 前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

入会日	事業場名	所在地	電話	業種
4月1日	サンバーニング(株)	港区芝公園2-6-11	03-3432-8172	機械器具設計・販売・設置
4月1日	シンクロア(株)	港区三田3-7-18	03-6435-1838	電気機器の設計・開発
7月1日	(公財)日本ユニフォームセンター	港区元赤坂1-4-21	03-3401-2111	ユニフォーム研究開発
7月2日	小澤社会保険労務士事務所	横浜市磯子区森4-13-5	045-752-6202	社会保険労務士業
7月8日	(株)いまじん	港区新橋1-10-6	03-3569-6707	テレビ番組制作

平成26年度港地区健康と安全推進大会

安心で希望が持てる職場を目指して！

1. 日 時：平成26年10月20日（月） 13：00～16：00
2. 会 場：産業安全会館3階、8階 港区芝5-35-1（会場の制約で入場できない場合があります。）
3. 次 第：

第1会場 ◆ 表彰、事例発表、特別講演（8階大講堂 13：30～16：00）

第1部 三田労働基準監督署長表彰

第2部 （1）事例発表東京労働局長表彰優良賞受賞「株式会社虎屋東京工場」
（2）特別講演「メンタルヘルス不調者の職場復帰支援—その勘どころ」

（公社）日本精神保健福祉連盟常務理事
東京産業保健総合支援センター産業保健相談員
医学博士 大西 守氏

〈特別講演講師〉 大西 守氏 ● プロフィール



講演要旨

昭和53年 日本医科大学 卒業
昭和53年 東京慈恵会医科大学大学院博士課程 入学
昭和55年 フランス政府給費留学生としてパリ・サンタンヌ病院に留学
平成元年 東京慈恵会医科大学精神医学講座 講師
平成6年 栃木県精神保健福祉センター 所長
平成17年 社団法人（現公益社団法人）日本精神保健福祉連盟 常務理事
日本外来精神医療学会理事長、日本産業精神保健学会常任理事、日本精神衛生学会常任理事、日本社会精神医学会理事、日本スポーツ精神医学会常任理事、日本森田療法学会理事などを兼務
職場での適切なメンタルヘルス活動は不可欠であるが、対応に当たる管理監督者などはメンタルヘルスの素人である。復職判定に際しても、病気の回復程度（疾病性）のみでなく、労務遂行能力（事例性）をきちんと視野に入れて判断することが肝要である。

第2会場 ◆ 無料健康測定（3階会議室 13：00～16：00）

（会場の制約でお待ちいただくことがあります。）

内部被ばく測定体験（ホールボディカウンタ*による体内被ばく線量測定体験）・脳年齢・血液さらさら度・骨密度測定などの健康測定と健康指導が受けられます。

（※ Whole body counter：WBC）

協 力：（一社）労働保健協会

〒173-0027 板橋区南町9-11 電話3530-2131

第3会場 ◆ 無料健康相談（3階認定室 13：00～14：30）

健康診断結果等について、医師・保健師が相談をお受けします。

（健診結果表をご持参ください。）

協 力：みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センター

4. 参 加 費：無 料

主催：港地区健康と安全推進大会実行委員会

代表世話人：三田労働基準監督署



第12次東京労働局労働災害防止計画 2nd Stage推進中!

産業保健フォーラム IN TOKYO 2014

参加費
無料!!

こころと体の健康設計
～私の夢そしてチャレンジ!

日 時 ▶ 平成26年10月29日(水) 開 場 ▶ 10:00
場 所 ▶ ティアラこうとう (江東区住吉二丁目28番36号)

10:30～10:40 主催者あいさつ

10:40～12:00 【特別講演】

「メンタルヘルス不調の予防に向けて
～職場復帰支援にも触れながら～」

産業医科大学 産業生態科学研究所 精神保健学 教授 廣 尚典 氏

13:30～14:25 事例発表Ⅰ 「メンタルヘルス活動に関するアンケート結果」
～衛生管理者の役割について～

衛生管理者協議会事業検討委員会委員 小沼 博子 氏

14:25～14:35 リフレッシュ体操

東京健康保持増進機関連絡協議会

14:45～15:40 事例発表Ⅱ 「健康課題の「見える化」で進める健康づくり活動」
～花王グループのコラボヘルス事例～

花王株式会社人材開発部門 豊澤 敏明 氏

(注) 題名は、変更になる場合があります。

健康測定コーナー

(骨密度・転倒リスク・内部被ばく測定 健康相談)

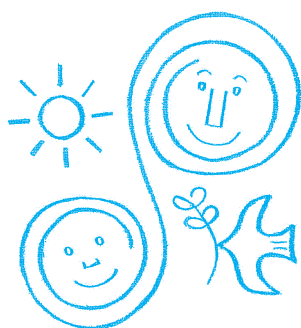
相談コーナー

展示コーナー

〈主催〉東京労働局／(公社)東京労働基準協会連合会／東京産業保健総合支援センター

〈後援〉東京都／特別区長会／東京都市長会／東京都町村会／(公社)東京都医師会／

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会／東京健康保持増進機関連絡協議会／他関係団体



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

メンタルヘルス対策に役立つ市民公開講座開催のご案内

主催：京浜産業精神保健研究会

(後援：メンタルヘルス岡本記念財団、精神分析武田こころの健康財団)

1.「働く人の心の健康」(仮題)

東急電鉄(株)健康管理センター所長 伊藤克人氏

1. 日 程 平成26年12月13日(土) 15:00~17:00
2. 会 場 東京工科大学 蒲田キャンパス 3号館10階 講堂
東京都大田区西蒲田5-23-22 JR蒲田駅西口より徒歩2分
3. 受 講 料 無料
4. 定 員 150名(申込み先着順)
5. 申込方法 参加希望の方は、**京浜産業精神保健研究会(事務局:大森西メンタルクリニック FAX番号03-5763-7855)**まで ①氏名、②事業所名、③連絡先、④FAX番号、⑤参加希望人数を記入したFAXを送付してください。折り返し、「ご案内」のFAXが送付されます。

会社を元気に！

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成

掛金は全額非課税

管理がカンタン



詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

みなとみた

平成26年9月号 平成26年9月15日発行(年6回発行) 第18巻第5号通巻第105号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>